

教育活動再開後の保健管理

古河市立古河第六小学校（5月22日版）

基本的な感染症対策

○「手洗い」の指導を行う

- ・外から校舎内に入る時，トイレの後，給食の前等，こまめに手を洗うよう指導します。
- ・手洗いは、基本的には流水と石けんで行います。
- ・学校内で共用を避けることが難しい用具や備品の使用前後は，手洗いをするように指導します。
- ・給食当番は，手洗い後，手をよく拭いてからアルコールで消毒します。（今までと同様）
- ・流水で手洗いができない場合には，アルコールを含んだ消毒薬を使用します。

○「咳エチケット」の指導を行う

- ・マスク（基本的に家庭で準備）を着用するよう指導します。（ガーゼマスクや色付きマスクも可）
 - ・くしゃみや咳が出る時は，ティッシュなどで鼻と口を覆うこと，とっさの時は袖や上着の内側で口を覆うことについても指導します。（マスクがない時）
 - ・給食の配食時は，全員手洗いをして，マスクを着用します。（今までと同様）
- ※ 総務省より児童に布製マスクが配付されています。（1日1回の洗濯で，おおむね1ヶ月使用可能）

○「換気」をする

- ・「換気」のため，休み時間ごとに，2方向のそれぞれ一つ以上の窓を開けます。（基本的に対角線上の窓を広く開けます。）
- ・授業中も「換気」のため2方向それぞれ一つ以上の窓を開けておきます。
（授業中は，窓を広く開けておく必要はないとされていますが，気温に応じて衣服の調節ができる服装をお願いします。）
- ・窓のない部屋は常時入口を開けておいたり，換気扇を用いたりするなどして，十分な換気に努めます。

○「3つの条件（密）」が同時に重なることをさける

- ・3つの条件【「換気の悪い空間(密閉)」「多くの人が集まる場所(密集)」「間近での会話や発声する場面(密接)】が同時に重なることを避けます。（閉めきらない，集まらない，近付けない）
- ・教室の座席は「前向き」，最大限「机を離し」ます。※給食の時も同様とします。
- ・手洗い場，トイレの使用時は，引いてあるラインを基準に，離れて並べるようにします。

○必要な場所や物を「消毒」する

- ・児童が利用する場所のうち，特に多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチ等）は，1日1回以上，次亜塩素酸ナトリウムを使用して，消毒を行います。
- ・共用の教材，教具等を適切に消毒します。

児童・教職員の健康管理

○家庭での検温と風邪症状の確認・確認後の対応

- ・家庭で検温し、風邪症状の有無と合わせて、保護者に健康観察カードに記入していただきます。
- ・登校後提出させて、担任が確認します。(☑)
- ・発熱している場合は、家庭に連絡し、帰宅させます。(発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養させるよう健康観察カードに記載があります。)
- ・家庭で検温できなかった児童については、教室に入る前にもみじホールに来るように指導し、検温して、カードに記入します。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」等の基本的な生活習慣を身に付けられるようにします。
- ・発達段階に応じて、自ら3密を避ける行動がとれるよう指導します。

○登校後、学校で発熱を確認した場合の対応

- ・児童を帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。
- ・発熱等の風邪症状により、自宅で休養する場合、指導要録上は「出席停止」と記録します。
- ・他者との接触を可能な限り避けるため、別室で待機させます。

※ 留意事項

- ・児童の安全を考慮し、保護者による迎えでの帰宅になります。(今までと同様)
- ・学校から迎えの連絡がありましたら、早めの迎えをお願いいたします。
- ・日頃から、家庭への連絡方法を確認しておりますが、変更がありましたらすぐにお知らせください。

◆少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、「古河保健所(帰国者・接触者相談センター)」やかかりつけ小児医療機関への電話相談するようお願いいたします。

☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい児童で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

※ 重症化しやすい児童とは【医療的ケアが日常的に必要な児童や基礎疾患等のある児童】です。

☆ 上記以外の児童でも発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合

※ 症状が4日以上続く場合は、必ず相談するようお願いいたします。

○教職員の検温と健康管理

- ・出勤前に検温し、風邪症状の有無と合わせて、記録します。
- ・発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養させます。